## 補装具費等の算定について

(1) 基準額の算出(端数処理:小数点以下切り捨て)

購入又は修理の場合

次に掲げる(ア)又は(イ)のうち、どちらか低い額を基準額とする。

- (ア) 告示により算出した額
- (イ) 現に補装具の購入又は修理に要した費用の額

借受けの場合

次に掲げる(ア)又は(イ)のうち、どちらか低い額を基準額とする。

- (ア) 告示により算出した額(日割り計算を行う場合は、その額)
- (イ) 現に補装具の借受けに要した費用の額

## (2) 利用者負担額の算出

原則、負担上限月額(政令で定める額)とする。ただし、負担上限月額よりも 基準額に10/100 を乗じて得た額(1割負担額)の方が低い場合は、1割負担額 (端数処理:小数点以下切り捨て)とする。

(3) 補装具費の算出

基準額の10 / 100 相当額が負担上限月額を超えない場合 補装具費 = 基準額 - 利用者負担額 基準額の10 / 100 相当額が利用者負担上限月額を超える場合

補装具費 = 基準額 - 負担上限月額

同一月内に複数回の支給を受ける場合

## 補装具費の算出

前回の支給の際に利用者負担額が負担上限月額を超えていない場合

- ア 今回の基準額の10 / 100 相当額を加算して負担上限月額を超えない場合 補装具費 = (今回の基準額 + 前回までの基準額) - (今回の利用者負担 額 + 前回までの利用者負担額)
- イ 今回の基準額の10 / 100 相当額を加算して負担上限月額を超えた場合 補装具費 = (今回の基準額 + 前回までの基準額) - 負担上限月額 前回の支給の際に利用者負担額が利用者負担上限月額を超えている場合 補装具費 = (今回の基準額 + 前回までの基準額) - 負担上限月額

## 補装具費支給意見書を作成する医師の要件について

	身体障がい	身体障がい	難病患者等
	者	児	
身体障害者福祉法第15条第1項に基づ			
く指定医(日本専門医機構が認定した専門			
医又は所属学会認定の専門医)			
指定自立支援医療機関の医師(日本専門			
医機構が認定した専門医又は所属学会認定			
の専門医 )			
国立障害者リハビリテーションセンター			
学院で行う補装具関係の適合判定医師研修			
会を修了している医師			
上記と同等と認める医師( )			
保健所の医師			
難病法第6条第1項に基づく指定医			

補装具費支給意見書のみで市町村が判断する種目に限る